

議 第 106 号

令和 4 年 6 月 10 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表80の項中「谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議」を「熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会」に、「について、発生原因及び対策に」を「の対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、」に改め、同表に次のように加える。

87	熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
88	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附

属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）		現行	
（設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 【略】 別表 1 市長の附属機関		（設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 【略】 別表 1 市長の附属機関	
	附属機関名		設置目的
1	【略】	1	【略】
5		5	
7		7	
8	熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会	8	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等に関する対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、必要な技術的事項を審議する。
8	熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会	8	谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議 谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等について、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審議する。
8	【略】	8	【略】
5		5	
8	6	8	6
8	熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	8	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
8	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	8	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定について、必要な事項を審議する。
2	5	2	5
	【略】		【略】